

同性愛者の家族形成をめぐるフランス社会の変化と課題

—当事者の語りから—

牧 陽子 (上智大学)

研究の関心

フランスでは1999年に同性カップルへのパートナーシップ制度(PACS)が、2013年には養子縁組による家族形成を認める同性婚が導入された。導入当時にはカトリック勢力など保守派による大規模なデモも行われたが、制度は定着し、2022年には婚姻の2.8%、パートナーシップ制度の4.9%を同性カップルが占めている(INSEE 2024)。代理出産は倫理的観点から異性愛カップルも含めて認められていないものの、2021年には女性カップルへの人工授精による家族形成への道も開かれた。

2019年に行われた世論調査では83%が「同性カップルも異性カップルと同様、親としての役割を果たすことができると思う」と回答し(IFOP 2019)、法律上の進化も遂げる現在のフランス社会において、同性愛者が子を持ち、親になるとはどのような経験なのか。性と生殖、血縁が切り離された家族において(Segalen et Martial 2014:151)、同性の親は現在、どのように子を育てているのか。

パートナーシップ制度の導入から約四半世紀、同性婚の成立から約10年がたつフランスにおける同性カップルの家族形成をめぐる変化と課題を、当事者の語りから検証する。

調査方法

フランスにおいて2024年2~3月、パートナーと子がいる同性愛者を中心に、5組8人にインタビュー調査を行った。内訳は子がいる女性カップル2組4人(20~40歳代)、男性カップル2組3人(40~50歳代)と、養子縁組を待つ男性カップル1組1人(30歳代)である。

パートナーシップ制度の導入当時と比較するため、2000年2月に筆者が行った男性カップル2組4人(当時20~40歳代)へのインタビューで得られた語りとの違いも分析した。

結果と考察

パートナーシップ制度の導入を経てフランスでは同性カップルの存在が可視化され、さらに同性婚で養子縁組が認められたことにより、法的にも社会的にも同性愛者が親になることが認められるようになった。若い世代の女性では、同性愛者であることで偏見や不都合を感じたことはないという人もいる。

だが、養子縁組の手続きなどにおいては未だ、精神科医など手続きにかかわる専門家の意識改革が追い付いていないという証言が得られた。また大都市に比べて地方、女性に比べて男性は、からかいや嫌がらせが起りやすいという語りも複数みられた。

また、女性は生殖補助医療の解禁により、社会保障による全額費用負担で子を持つことが容易になったのに対し、男性は現在も、時間のかかる養子縁組をするか、高額な海外での代理出産を選ばなければならないことが多い。代理出産で産まれた子はフランス法で認められていないため、かつては戸籍登録すらできなかった。最高裁が親権を認めたのは2019年になってからである。同性愛者が親になることに関し、制度の差によりその障壁の男女差が顕著になっている。

参考文献

IFOP, 2019, Observatoire des LGBTphobies : Le regard des Français sur l'homosexualité et la place des LGBT dans la société, https://www.ifop.com/wp-content/uploads/2019/06/116079_ifop_FJR_2019.06.24.pdf (2024年5月6日取得)

INSEE, 2024, Chiffres-clés, Mariages et Pacs,

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381498#tableau-figure1> (2024年5月6日取得)

Segalen Martine et Agnès Martial, 2014, *Sociologie de la famille* (8^{ème} éd.), Armand Colin.

キーワード：同性カップル、家族形成、フランス